

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		にぎわい交流館いわつきの許可の取消し等
根拠条例・規則等名		さいたま市にぎわい交流館いわつき条例
条 項		第 8 条
所 管 部 課		経済局 商工観光部 経済政策課 (電話：048-829-1363)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>市長は、貸出施設等の利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は交流館の管理上特に必要があるときは、第 6 条第 1 項又は第 2 項の許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。</p> <p>(3) 貸出施設等の利用に係る料金を納期限までに納付しないとき。</p> <p>(4) 許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。</p>
	設定等年月日	令和 2 年 2 月 2 2 日 設定 年 月 日 最終改正
備 考		